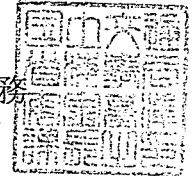




国海安第124号の2
平成20年11月6日

社団法人日本船舶品質管理協会
常務理事 武山 誠一 殿

国土交通省海事局
安全基準課長 秋田 務



海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等及び大気汚染防止
検査対象設備に関する技術上の基準等に関する省令の一部改正について

標記について、下記省令が平成20年11月6日付けで公布されたところ、その概要
と併せ送付しますので、関係各位への周知方よろしくお取り計らい頂きますようお願い
申し上げます。

記

海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等及び大気汚染防止
検査対象設備に関する技術上の基準等に関する省令の一部を改正する省令
(平成20年国土交通省令第92号)

「海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等及び大気汚染防止検査対象設備に関する技術上の基準等に関する省令」の一部を改正する省令について

平成20年11月
海事局安全基準課

1. 背景

海洋汚染防止のため、船舶等からの油、廃棄物等を規制する1973年の船舶による汚染の防止のための国際条約に関する1978年の議定書（以下「MARPOL73/78条約」という。）が発効しており、我が国も同条約の締約国である。

MARPOL73/78条約附属書IV（以下「附属書IV」という。）は、船舶からのふん尿等の排出に関する規制を内容としており、その附属書IVにおいて規定される設備の一つとしてふん尿等浄化装置がある。我が国においては、そのふん尿等浄化装置の技術基準を海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等及び大気汚染防止検査対象設備に関する技術上の基準等に関する省令（昭和58年運輸省令第38号。以下「技術基準省令」という。）において定めているところである。

国際海事機関（IMO）の海洋環境保護委員会（MEPC）においては、昨今の更なる海洋環境保護に対する要請の高まり、更なる効果的なふん尿等浄化装置が技術進歩により供給可能となったこと等を受けて、技術基準の見直し作業を行ってきたところ、平成18年10月、第55回MEPCにおいて、MEPC.159(55)「ふん尿等浄化装置における排水基準及び性能試験基準に関する改正ガイドライン」が採択された。本改正ガイドラインは、平成22年1月1日以降に船舶に設置されるふん尿等浄化装置に適用されることとなるが、国内の業界要望、技術開発の時間的余裕や多大な手間・時間を要する試験方法等を勘案し、早期に技術基準省令の改正を公布することとする。

2. 概要

(1) 改正概要

ふん尿等浄化装置の技術基準の改正（第38条関係）

- ・ 生物化学的酸素要求量、浮遊物質濃度及び大腸菌群数の排水基準の強化。
- ・ 化学的酸素要求量、残留塩素及び水素イオン濃度の排水基準の追加。
- ・ 取扱及び保守に関する説明書の備え置きを追加。

(2) 経過措置

平成22年1月1日より前に建造され、又は建造に着手された船舶に設置されたふん尿等浄化装置の技術基準は、なお従前の例によることとする。

3. スケジュール

公布：平成20年11月6日

施行：平成22年 1月1日（ガイドラインの適用日）